

第四百十二回国会 衆議院 緊急経済対策に関する特別委員会議録 第二号

平成十年五月十三日(水曜日)
午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 中川 秀直君

理事 甘利 明君

理事 村井 仁君

理事 上田 清司君

理事 太田 昭宏君

理事 浅野 勝人君

理事 佐藤 勉君

理事 杉浦 正健君

理事 田中 和徳君

理事 谷畑 孝君

理事 西川 公也君

理事 穂積 良行君

理事 森 英介君

理事 池田 元久君

理事 海江田万里君

理事 北脇 保之君

理事 石井 啓一君

理事 岸屋 敬悟君

理事 児玉 健次君

理事 濱田 健一君

出席国務大臣

大蔵 大臣 松永 光君

通商産業大臣 堀内 光雄君

自治 大臣 上杉 光弘君

出席政府委員

大蔵省主計局長 瀧井 洋治君

大蔵省主税局長 尾原 榮夫君

中小企業庁長官 林 康夫君

中小企業庁計画部長 中澤 佐市君

自治省財政局長 二橋 正弘君

自治省税務局長 成瀬 宣孝君

委員外の出席者

衆議院調査局長 緊急経済対策に関する特別調査室 大久保 暁君

委員の異動

五月十三日

辞任

石崎 岳君

菅 義偉君

三ツ林弥太郎君

同日

辞任

中野 正志君

能勢 和子君

補欠選任

能勢 和子君

中野 正志君

小野 晋也君

補欠選任

菅 義偉君

石崎 岳君

本日の会議に付した案件

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)

中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二四号)

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二五号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号)

○中川委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法

等の一部を改正する法律案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。松永大蔵大臣。

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○松永国務大臣 ただいま議題となりました財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

人口構造の高齢化等、財政を取り巻く環境は大きく変容しており、財政構造改革を推進する必要性は変わらぬものであります。

しかしながら、昨年末に大型金融機関の破綻が相次ぎ、また、アジアの幾つかの国で金融、経済の混乱が生じたことに伴い家計や企業の景況感が厳しさを増すなど、内外の悪条件が一斉に重なり、我が国経済は極めて深刻な状況にあります。

こうした状況にかんがみ、バブル崩壊後の資産価格の下落等による企業や金融機関の財務面の悪化への対応が長引くなど、我が国経済は、いまだバブルの後遺症から抜け切れていないと言え

ます。こうした我が国経済の状況を踏まえれば、財政構造改革を進めつつも、その時々々の状況に応じた適切な財政措置を講じ得るような枠組みを整備する必要があります。

本法律案は、こうした考え方を踏まえ、所要の規定の整備を行うものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、特例公債発行額の各年度縮減の規定について、著しく異常かつ激甚な非常災害の発生あるいは経済活動の著しい停滞という状況に応じ特例公債の発行枠の弾力化が可能となるよう、所要の改正を行うこととしております。

第二に、財政構造改革の当面の目標の年度を平成十七年度とすることとしております。

第三に、平成十一年度の当初予算における社会保障関係費の増加額は、できる限り抑制した額とすることとしております。

次に、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、当面の景気に配慮して、平成十年分の所得税について特別減税を追加実施するとともに、中小企業投資促進税制の創設等を行うほか、住宅取得促進税制の拡充等を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、今回の特別減税は、既に実施している特別減税に加え、定額による特別減税を追加実施するものであります。この追加分の特別減税の額は、本人について二万円、控除対象配偶者または扶養親族一人について一万円としております。し

たがって、当初分と追加分を合わせた特別減税の額は、本人について三万八千円、控除対象配偶者または扶養親族一人について一万九千円の合計額となります。ただし、その合計額がその者の特別減税前の所得税額を超える場合には、その所得税額を限度としております。

この特別減税の具体的な実施方法に關しましては、給与所得者については、平成十年八月一日以後最初に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から追加分の特別減税額を控除し、控除し切れない部分の金額は、以後に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から順次控除することにより実施することとしております。最終的には、平成十年分の年末調整の際に、年税額から当初分と追加分を合わせた特別減税額を控除することにより精算することとしております。

次に、公的年金等の受給者については、給与等の特別減税に準じた方法により実施することとし、最終的には、来年の確定申告の際に、当初分と追加分を合わせた特別減税の額を精算することとしております。

また、事業所得者等については、平成十年分の所得税に係る第一期の予定納税額の納期を七月から八月に一カ月おくらせる等の特例措置を講じた上で、原則として、その第一期の予定納税額から当初分と追加分を合わせた特別減税額を控除し、控除し切れない部分の金額は、第二期の予定納税額から控除することにより実施することとしております。なお、予定納税の必要のない者を含め、最終的には、来年の確定申告の際に、当初分と追加分を合わせた特別減税の額を精算することとしております。

第二に、民間投資及び研究開発の促進のための一年限りの措置として、中小企業者等が取得する機械等について税額控除と特別償却の選択適用等を認める中小企業投資促進税制の創設等を行うとともに、ベンチャー企業を含む中小企業者等の試験研究費の税額控除の特例の拡充を行うこととしております。

第三に、住宅取得促進税制について、住宅借入金等の年末残高千萬元以下の部分に適用される控除率を拡充し、平成十年居住分について六年間の控除限度額の総額を百七十万円から百八十万円に引き上げる等の措置を講じることとしております。

以上が、財政構造改革の推進に關する特別措置法の一部を改正する法律案及び平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○中川委員長 次に、堀内通商産業大臣。

中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○堀内国務大臣 中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

昨今の不良債権問題への対応や、本年四月から導入されました早期是正措置により、いわゆる貸し渋りという事態が深刻になっており、また、最近の金融システム改革の動きを契機といたしまして、金融機関による取引先選別強化の動きがあらわれてきていることから、間接金融に依存せざるを得ない企業の資金調達は引き続き大変厳しい状況になることが予想されております。

一方、中小企業信用保険法を初めとする中小企業金融関係法律における中小企業者等の範囲については、昭和四十八年以降改定されておらず、特に卸売業、小売業及びサービス業に関する資本金基準が実態に比べて低くなり、本来であれば中小企業として扱われるべき企業が金融支援を受けられなくなっていることが問題となっております。そこで、中小企業金融対策において、本来対象とすべき企業の資金の融通の円滑化を図る必要があることから、今般、本法律案を提案した次第であります。

あります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、中小企業信用保険法、中小企業金融公庫法、環境衛生金融公庫法及び中小企業倒産防止共済法における中小企業者等の範囲を改定し、卸売業の資本金基準を三千万円以下から七千万円以下に、小売業及びサービス業の資本金基準を千万円以下から五千万円以下に引き上げるものであります。

第二は、中小企業信用保険法及び中小企業金融公庫法における中小企業者の範囲について、それぞれの業種の実態に應じ、政令で特例を設けることができることとするものであります。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○中川委員長 次に、上杉自治大臣。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

地方交付税法等の一部を改正する法律案

○上杉国務大臣 ただいま議題となりました両案につきまして御説明申し上げます。

まず、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

当面の経済状況等を踏まえ、平成十年度分の個人住民税について定額による特別減税の額の引き上げ等を行うとともに、不動産取得税について宅地建物取引業者による一定の住宅及びその用に供する土地の取得に係る特例措置を講じることとし、あわせて、これらの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置を講じる必要があります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方税法の改正に關する事項であります。その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

平成十年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、特別減税の額の引き上げ等を行うこととしております。まず、特別減税の額については、納税者本人について現行の八千円から一万七千円に、控除対象配偶者または扶養親族一人について現行の四千円から八千五百円に、それぞれ引き上げることとしております。また、平成十年度の特別減税の実施に当たりましては、特別徴収に係る税額の通知期限について現行の五月三十一日を六月三十日とし、普通徴収に係る第一期の納期について現行の六月を七月とする特例措置を講じることとしております。

その二は、不動産取得税についての改正であります。不動産取得税につきましては、宅地建物取引業者が一定の住宅及びその用地を居住者である個人から平成十年七月一日から平成十二年六月三十日までの間に取得した場合について、住宅の取得の日から六月以内にその居住の用に供する個人に譲渡したときに限り、一定の減額等の措置を講じることとしたとしております。

第二は、地方財政法の改正に關する事項であります。地方財政に關する事項につきましては、個人の道府県民税または市町村民税に係る特別減税等による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じることとしたとしております。

以上が、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

今回の補正予算においては、平成十年分の所得

税の特別減税及び法人税の政策減税に伴い、平成十年度分の地方交付税が四千七百十三億六千万円減少することとなりますが、地方財政の状況等にかんがみ、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保する必要があります。さらに、総合経済対策により追加されることとなる公共事業等の円滑な実施に必要な財源を措置する必要があります。これらのため、四千七百十三億六千万円を一一般会計から交付税特別会計に繰り入れ、これに伴い、平成十三年度から平成二十五年までの各年度において当該年度分の交付税の総額に相当する額を変更することとともに、交付税総額を交付税特別会計借入金により四千億円増額し、この額については、平成十六年度から平成二十五年までの各年度において償還することとしております。

次に、さきに述べた総合経済対策の円滑な実施に必要な財源を措置するため、平成十年度に限り、緊急地域経済対策費を設けることとしております。

さらに、基準財政収入額の算定方法について、平成十年度における道府県民税及び市町村民税の特別減税並びに不動産取得税の政策減税による減収額を加算することとする特例を設けることとしております。

以上が、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○中川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十四日木曜日午前九時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時四十八分散会

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「平成十五年度」を「平成十七年度」に改め、「国内総生産をいう」の下に「以下同じ」を加え、同条第二号中「平成十四年度」を「平成十六年度」に改め、「発行する場合」には、「著しく異常かつ激甚な非常災害の発生又は経済活動の著しい停滞(国内総生産の伸び率の低い事態が継続する等の政令で定める状況をいう)が国民生活等に及ぼす重大な影響に対処するための施策の実施に重大な支障が生ずるときを除き」を加え、「平成十五年度」を「平成十七年度」に改める。

第五条第一項中「平成十五年度」を「平成十七年度」に改める。

第八条第一項第二号中「平成十一年度及び」を削り、「当該各年度の前年度」を「平成十一年度」に改め、同条を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 平成十一年度の当初予算における社会保障関係費の額の平成十年度の当初予算における社会保障関係費の額に対する増加額は、できる限り抑制した額とすること。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

現下の経済情勢等にかんがみ、財政構造改革の当面の目標の年度を平成十七年度とすること等のほか、特例公債を発行する場合におけるその発行額の縮減に關し所要の規定を整備するとともに、平成十一年度の当初予算における社会保障関係費の量的縮減目標に關し所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案

法律案

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律

(平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法の一部改正)

第一条 平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成十年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第八条の三第四項後段、第八条の四第一項後段」を「第八条の三第四項第一号、第八条の五第一項後段に改め、第十条の六第四項の下に、第十条の七第三項から第五項まで及び第十一項を加え、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条の次に次の一号を加える。

九 主たる給与等 所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した給与等の支払者から支払を受ける給与等をいう。

第二条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 予定納税基準額 所得税法第四十一条に規定する予定納税基準額をいう。

第二条に次の一号を加える。

十一 特定公的年金等 所得税法第二百三十三条の五第四項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の際に經由した公的年金等の支払者から支払を受ける公的年金等をいう。

第四条中「一万八千円」を「三万八千円」に、「九千円」を「二万九千円」に改め、同条の次に次の一号を加える。

第四条中「(居住者の平成十年分の所得税に係る予定納税額の納期等の特例)」

第四条の二 居住者の平成十年分の所得税に係る予定納税額(所得税法第二条第一項第三十六号に規定する予定納税額をいう。以下この条及び第八条において同じ)の納期、予定納

税基準額の計算の基準日、予定納税額を納付すべき居住者及び特別農業所得者(同項第三十五号に規定する特別農業所得者をいう。以下この条及び第八条において同じ)に係る判定の日、予定納税基準額及び予定納税額の通知の期限、予定納税額を納付すべき特別農業所得者であるとの見込みの承認の申請の期限並びに予定納税額の減額の承認の申請の期限については、次に定めるところによる。

一 所得税法第四十一条の規定の適用については、同条第一項中「その年七月一日」とあるのは平成十年八月一日と、「その年十一月一日」とあるのは「同年十一月一日」とする。

二 所得税法第五十五条の規定の適用については、同条中「その年五月十五日」とあるのは「平成十年六月十五日」と、「その年六月三十日」とあるのは「同年七月三十一日」と、「その年五月十六日から七月三十一日まで」とあるのは「同年六月十六日から八月三十一日まで」とする。

三 所得税法第六十六条の規定の適用については、同条第一項中「その年五月十五日」とあるのは「平成十年六月十五日」と、「その年六月十五日」とあるのは「同年七月十五日」とする。

四 所得税法第八十一条の規定の適用については、同条中「その年五月一日又はその年九月十五日」とあるのは、「平成十年六月一日又は同年九月十五日」とする。

五 所得税法第一百零九条の規定の適用については、同条第一項中「その年五月一日」とあるのは「平成十年六月一日」と、同条第二項中「その年五月十五日」とあるのは「平成十年六月十五日」と、同条第四項中「その年五月一日」とあるのは「平成十年六月一日」とする。

六 所得税法第一百一十一条の規定の適用については、同条第一項中「その年六月三十日」と

あるのは「平成十年七月三十一日」と、「その年七月十五日」とあるのは「同年八月十五日」と、同条第三項中「その年六月十五日」とあるのは「平成十年七月十五日」とする。

第五條第一項を次のように改める。

居住者（所得税法第七條第一項各号に掲げる居住者を除く）の平成十年分の所得税に係る前条第一号の規定により読み替えて適用される同法第四條第一項の規定により同項に規定する第一期において納付すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額（以下この項及び次項において「控除前第一期予定納税額」という。）から予定納税特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該予定納税特別減税額が当該控除前第一期予定納税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該控除前第一期予定納税額に相当する金額とする。

第五條第四項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に、「第一項各号」を「第一項」に、「それぞれ所得税法第四條第一項又はは」を「所得税法第四條第一項の規定により納付すべき所得税の額と、第三項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は同法」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「一万八千円」を「三万八千円」に改め、「（所得税法第四條第一項に規定する予定納税基準額をいう。）」を削り、「九千円」を「一万九千円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「同条の規定の適用については」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、予定納税特別減税額を控除前第一期予定納税額から控除してもなお控除しきれない金額（以下この項において「控除未済予定納税特別減税額」という。）があるときは、前条第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第四條第一項の規定により同項に規定する第二期（次項において

「第二期」という。）において納付すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額（以下この項において「控除前第二期予定納税額」という。）から当該控除未済予定納税特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該控除未済予定納税特別減税額が当該控除前第二期予定納税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該控除前第二期予定納税額に相当する金額とする。

第八條中「前三條」を「第四條の二から前条まで」に、「（所得税法第二條第一項第三十六号に規定する予定納税額をいう。）」を「納期、予定納税基準額の計算の基準日、予定納税額を納付すべき非居住者及び特別農業所得者に係る判定の日、予定納税基準額及び予定納税額の通知の期限、予定納税額を納付すべき特別農業所得者であるとの見込みの承認の申請の期限、予定納税額の減額の承認の申請の期限、予定納税額」に改める。

第九條第一項中「（所得税法第九十四條第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した給与等の支払者から支払を受ける給与等をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、「同法第九十條」を「次条第一項又はは所得税法第九十條」に、「当初控除適用給与等」を「第一回目当初控除適用給与等」に、「給与特別減税額」を「当初給与特別減税額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、当初給与特別減税額を第一回目当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収額から控除してもなお控除しきれない金額（以下この項及び第四項において「第一回目控除未済当初給与特別減税額」という。）があるときは、当該第一回目控除未済当初給与特別減税額を、前項の居住者が第一回目当初控除適用給与等の支払を受けた日後に当該第一回目当初控除適用給与等の支払者から支払を受ける平成十年中の主たる給与等（次条第一項若しくは第二項の規定又は所得

税法第九十條の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「第二回目以降当初控除適用給与等」という。）につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額（以下この項において「第二回目以降当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収額」という。）から順次控除（それぞれの第二回目以降当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額をもって、それぞれの第二回目以降当初控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする。

第九條第三項中「給与特別減税額」を「当初給与特別減税額」に、「当初控除適用給与等」を「第一回目当初控除適用給与等」に改め、同条第五項を削り、同条第四項中「又は第二項」を「第二項又はは第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 平成十年二月一日において給与等の支払者（以下この項及び次項において「当初控除基準日給与支払者」という。）から主たる給与等の支払を受ける者である居住者（以下この項及び次項において「当初控除基準日在職者」という。）が、当該当初控除基準日給与支払者から第一回目当初控除適用給与等の支払を受けた日後に当該当初控除基準日給与支払者以外の者（以下この項及び次項において「他の給与支払者」という。）から同年中の主たる給与等の支払を受けることとなる場合（次条第四項の規定の適用がある場合を除く。）において、当該当初控除基準日在職者に係る第一回目控除未済当初給与特別減税額（第二項の規定の適用があった場合には、当該第一回目控除未済当初給与特別減税額から同項の規定による控除をした金額の合計額を控除した後の金額。以下この項及び次項において「引継控除未済当初給与特別減税額」という。）があるときは、当該当初控除基準日在職者が当該他の給与支

払者から最初に支払を受ける同年中の主たる給与等（同条第一項又はは所得税法第九十條の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「異動後の第一回目当初控除適用給与等」という。）につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額（以下この項において「異動後の第一回目当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収額」という。）から当該引継控除未済当初給与特別減税額（当該引継控除未済当初給与特別減税額が当該異動後の第一回目当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収額を超える場合には、当該異動後の第一回目当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収額に相当する金額）を控除した金額に相当する金額とし、当該控除をしてなおなお控除しきれない引継控除未済当初給与特別減税額がある場合には、当該控除しきれない引継控除未済当初給与特別減税額を、当該異動後の第一回目当初控除適用給与等の支払を受けた日後に当該他の給与支払者から支払を受ける同年中の主たる給与等（次条第一項若しくは第二項の規定又は同法第九十條の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「異動後の第二回目以降当初控除適用給与等」という。）につき同節の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額（以下この項において「異動後の第二回目以降当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収額」という。）から順次控除（それぞれの異動後の第二回目以降当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額をもって、それぞれの異動後の第二回目以降当初控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする。

5 前項の規定は、当初控除基準日在職者が、大蔵省令で定めるところにより、所得税法第二百二十六條第一項の規定により当初控除基

準日給与支払者から交付を受けた平成十年中の主たる給与等に係る源泉徴収票その他の書類（当該当初控除基準日在職中に係る第三項に規定する当初給与特別減税額及び引継控除未済当初給与特別減税額が記載されたものに限り。）を他の給与支払者に提出した場合に限る。適用する。

第九條の次に次の一条を加える。

（居住者の平成十年八月以後に支払われる同年中の給与等に係る特別減税額の控除）

第九條の二 平成十年八月一日において給与等の支払者から主たる給与等の支払を受ける者である居住者の同日以後最初に当該支払者から支払を受ける同年中の主たる給与等（所得税法第九十條の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「第一回追加控除適用給与等」という。）につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税額は、当該所得税の額に相当する金額（以下この項及び次項において「第一回追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という。）から追加給与特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該追加給与特別減税額が当該第一回追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該第一回追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

2 前項の場合において、追加給与特別減税額を第一回追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額（以下この項及び第四項において「第一回追加控除未済追加給与特別減税額」という。）があるときは、当該第一回追加控除未済追加給与特別減税額を、前項の居住者が第一回追加控除適用給与等の支払を受けた日後に当該第一回追加控除適用給与等の支払者から支払を受ける平成十年中の主たる給与等（所得税法第九十條の規定の適用を受ける

ものを除く。以下この項において「第二回目以降追加控除適用給与等」という。）につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額（以下この項において「第二回目以降追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という。）から順次控除（それぞれの第二回目以降追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額をもって、それぞれの第二回目以降追加控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする。

3 前二項に規定する追加給与特別減税額は、二万円（第一回追加控除適用給与等につき所得税法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額の計算の基礎となる同法第九十五條第一項第一号に規定する主たる給与等に係る控除対象配偶者又は扶養親族である控除対象配偶者又は扶養親族（政令で定めるものに限り。）がある場合には、二万円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき一万円を加算した金額。以下この項及び第五項において「基本追加給与特別減税額」という。）とする。この場合において、平成十年七月三十一日において第一項の居住者に係る前条第二項に規定する第一回追加控除未済当初給与特別減税額（同項の規定の適用があった場合）には、当該第一回追加控除未済当初給与特別減税額から同項の規定による控除をした金額の合計額を控除した後の金額。以下この項において同じ。）又は同条第四項に規定する引継控除未済当初給与特別減税額（同項の規定の適用があった場合には、当該引継控除未済当初給与特別減税額から同項の規定による控除をした金額の合計額を控除した後の金額。以下この項において同じ。）があるときは、追加給与特別減税額は、当該基本追加給与特別減税額に当該第一回追加控除未済当初給与特別減税額又は引継控除未済当初給与特別減税額を加算した金額とする。

ものを除く。以下この項において「第二回目以降追加控除適用給与等」という。）につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額（以下この項において「第二回目以降追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という。）から順次控除（それぞれの第二回目以降追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額をもって、それぞれの第二回目以降追加控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする。

4 平成十年八月一日において給与等の支払者（以下この項及び次項において「追加控除基準日給与支払者」という。）から主たる給与等の支払を受ける者である居住者（以下この項及び次項において「追加控除基準日在職者」という。）が、当該追加控除基準日給与支払者から第一回追加控除適用給与等の支払を受けた日後に当該追加控除基準日給与支払者以外の者（以下この項及び次項において「他の給与支払者」という。）から同年中の主たる給与等の支払を受けることとなる場合において、当該追加控除基準日在職者に係る第一回追加控除未済追加給与特別減税額（第二項の規定の適用があった場合には、当該第一回追加控除未済追加給与特別減税額から同項の規定による控除をした金額の合計額を控除した後の金額。以下この項及び次項において「引継控除未済追加給与特別減税額」という。）があるときは、当該追加控除基準日在職者が当該他の給与支払者から最初に支払を受ける同年中の主たる給与等（所得税法第九十條の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「異動後の第一回追加控除適用給与等」という。）につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額（以下この項において「異動後の第一回追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という。）から当該引継控除未済追加給与特別減税額（当該引継控除未済追加給与特別減税額が当該異動後の第一回追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額を超える場合には、当該異動後の第一回追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を控除した金額に相当する金額とし、当該控除をしてもなお控除しきれない引継控除未済追加給与特別減税額がある場合には、当該控除しきれない引継控除未済追加給与特別減税額を、当該異動後の第一

追加給与特別減税額を、当該異動後の第一回追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額をもって、それぞれの異動後の第二回目以降追加控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする。

5 前項の規定は、追加控除基準日在職者が、大蔵省令で定めるところにより、所得税法第二百二十六條第一項の規定により追加控除基準日給与支払者から交付を受けた平成十年中の主たる給与等に係る源泉徴収票その他の書類（当該追加控除基準日在職中に係る基本追加給与特別減税額（前条第一項の規定の適用があった場合には、当該基本追加給与特別減税額と前条第三項に規定する当初給与特別減税額との合計額）及び引継控除未済追加給与特別減税額が記載されたものに限り。）を他の給与支払者に提出した場合に限り、適用する。

6 第一項、第二項又は第四項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項、第二項又は第四項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額とみなす。

第十條第二項中「二万八千円を三万八千円に、「九千円」を二万九千円に改める。

第十一條第一項中「所得税法第二百三條の五

第四項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の際に經由した公的年金等の支払者から支払を受ける公的年金等をいう。以下この項及び次項において同じ。」を削り、「特定公的年金等」の下に「次条第一項の規定の適用を受けるものを除く。」を加え、「当初控除適用公的年金等」を「第一回当初控除適用公的年金等」に、「同法」を「所得税法」に、「年金特別減税額」を「当初年金特別減税額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、当初年金特別減税額を第一回目当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除されない金額（以下この項において「第一回目控除未済当初年金特別減税額」という。）があるときは、当該第一回目控除未済当初年金特別減税額を、前項の居住者が第一回目当初控除適用公的年金等の支払を受けた日後に当該第一回目当初控除適用公的年金等の支払者から支払を受ける平成十年中の特定公的年金等（次条第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「第二回目以降当初控除適用公的年金等」という。）につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額（以下この項において「第二回目以降当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」という。）から順次控除（それぞれの第二回目以降当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をしたものの金額に相当する金額をもって、それぞれの第二回目以降当初控除適用公的年金等につき同章の規定により徴収すべき所得税の額とする。

第十一條第三項中「年金特別減税額」を「当初年金特別減税額」に、「当初控除適用公的年金等」を「第一回目当初控除適用公的年金等」に改め、同条第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(居住者の平成十年八月以後に支払われる同年中の公的年金等に係る特別減税の額の控除)

第十一條の二 平成十年八月一日(政令で定める公的年金等)にあっては、政令で定める日。以下この項及び第三項において「追加控除基準日」という。)において公的年金等の支払者から特定公的年金等の支払を受ける者である居住者の当該追加控除基準日以後最初に当該支払者から支払を受ける同年中の特定公的年金等(以下この条において「第一回目追加控除適用公的年金等」という。)につき所得税法第百四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項及び次項において「第一回目追加控除適用公的年金等」に係る控除前源泉徴収税額」という。)から追加年金特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該追加年金特別減税額が当該第一回目追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該第一回目追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

2 前項の場合において、追加年金特別減税額を第一回目追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額（以下この項において「第二回目控除未済追加年金特別減税額」という。）があれば、当該第一回目控除未済追加年金特別減税額を、前項の居住者が第一回目追加控除適用公的年金等の支払を受けた日後に当該第一回目追加控除適用公的年金等の支払者から支払を受ける平成十年中の特定公的年金等（以下この項において「第二回目で降追加控除適用公的年金等」という。）につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額（以下この項において「第二回目で降追加控除適用公的年金等に係

る控除前源泉徴収税額」という。）から順次控除（それぞれの第二回目以降追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額をもって、それぞれの第二回目以降追加控除適用公的年金等につき同章の規定により徴収すべき所得税の額とする。

3 前二項に規定する追加年金特別減税額は、二万円（第一回目追加控除適用公的年金等につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、二万円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき一万円を加算した金額。以下この項において「基本追加年金特別減税額」という。）とする。この場合において、追加控除基準日の前日において第一項の居住者に係る前条第二項に規定する第一回目控除未済当初年金特別減税額（同項の規定の適用があつた場合には、当該第一回目控除未済当初年金特別減税額から同項の規定による控除をした金額の合計額を控除した後の金額。以下この項において同じ。）があるときは、追加年金特別減税額は、当該基本追加年金特別減税額に当該第一回目控除未済当初年金特別減税額を加算した金額とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額とみなす。

第十二条中「第五条」を「第四条の二」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第二条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第十条第三項中「百分の六」を「百分の十」に改

め、同条第七項第二号中「第十一条」を「第十条」の七」に改める。

第十條の二第一項及び第三項中「第十二條を」
「第十條の七」に改める。

第十條の三第一項及び第三項中「第十二條」を「第十條の七」に改め、同條第四項中「又は第十條の五第四項」を、「第十條の五第四項又は第十條の七第四項」に改める。

第十條の四第一項及び第三項中「第十一條を」第十條の七に改め、同條第四項中「場合に限る」を「場合に限るものとし、第十條の七第四項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く」に、「同項第六号」を「第三項第六号」に改める。

第十條の五第一項及び第三項中「第十二條」を「第十條の七」に改め、同條第四項中「場合に限る」を「場合に限るものとし、第十條の七第四項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く」に改める。

第十條の六の次に次の一条を加える。

(中小企業者が機械等取得了した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十條の七 第十條第三項に規定する中小企業者が該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成十年六月一日から平成十一年五月三十一日までの期間(第三項及び第四項において「指定期間」という。)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(第一号に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規模のものに限る。)

以下第四項まで及び第七項において「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用(第三号に規定する事業を営む者で政令で定めるもの以外の者の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。)に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」

という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等(次条から第十六条まで(第十二条の二第一項を除く。))の規定の適用を受けるものを除く。)の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額(第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 機械及び装置並びに器具及び備品(器具及び備品については、事務処理の能率化等に資するものとして大蔵省令で定めるものに限る。)

二 車両及び運搬具(貨物の運送の用に供される自動車で長距離輸送の効率化等に資するものとして大蔵省令で定めるものに限る。)

三 政令で定める海上運送業の用に供される船舶

2 前項の規定により当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定機械装置等を指定事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相

当する金額とすることができる。

3 第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等(以下「特定機械装置」という。)を製作して、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき同項の規定の適用を受けなければならないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該特定機械装置等(次条から第十六条まで(第十二条の二第一項を除く。))の規定の適用を受けるものを除く。)の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第六項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額(次項及び第五項において「事業所得に係る所得税額」という。)の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない同項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借(政令で定める要件を満たすものに限る。)をして、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合(その指定事業の用に供した日の属する年の十二月三十一日まで引き続き、当該指定事業の用に供している場合に限る。)には、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該減価償却資産(同項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。)の当該費用の総額を基礎として政令

で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第六項において「リース税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年におけるリース税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額(その年においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 青色申告書を提出する個人が、その年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において繰越税額控除限度超過額を有する場合(以下「繰越税額控除限度超過額」という。)において、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額(その年においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき第三項又は第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6 前項に規定する繰越税額控除限度超過額は、当該個人のその年の前年(当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。)における税額控除限度額又はリース税額控除限度額のうち、第三項又は第四項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額(その年の前年において同項の規定の適用を受けた減価償却資産をその年において当該個人の営む指定事業の用に供しな

くつた場合(当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなつた場合を除く。))には、当該合計額から当該減価償却資産を当該指定事業の用に供しなくなつた日から当該貸借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をいう。

7 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載がある場合、かつ、特定機械装置等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8 第三項及び第四項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

9 第五項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

10 その年分の所得税について第三項から第五項までの規定の適用を受ける場合における所得税法第二百一十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第十条の七第三項か

ら第五項まで(中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除)とする。

11 第四項に規定する減価償却資産につき同項又は第五項の規定による控除を受けた個人が、その控除を受けた年の翌年以後の各年において、当該減価償却資産の償借に係る契約において当該償借をする期間として定められた期間内に当該減価償却資産を当該個人の営む指定事業の用に供しなくなった場合(事業の廃止、当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなった場合を除く)には、当該減価償却資産につき第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額のうち当該指定事業の用に供しなくなった日から当該償借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額についてはこれらの規定の適用がなかつたものとし、当該個人は、当該指定事業の用に供しなくなった日から四月以内に、第四項又は第五項の規定による控除を受けた年分の所得税について修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

12 前項の規定を適用する場合における同項の指定事業の用に供しなくなった減価償却資産に係る第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額の計算の方法その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13 第十一項に規定する場合に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

14 第十一項の規定による修正申告書及び前項

の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第十条の七第十一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第十二条の二第一項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十年五月三十一日」に改める。
第二十八条の三第三項、第三十三条の六第二項及び第三十七条の三第三項中「第一条」を「第十条の七」に改める。
第四十一条第二項第一号中「又は平成十年」を「から平成十一年までの各年」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 適用年が平成十二年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が千万円以下である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1) 当該住宅借入金等の金額がすべてその居住の用に供した日の属する年が平

成九年である住宅の取得等に係るもの(以下この号において「平成九年居住分」に係る住宅借入金等の金額」という。)である場合、当該住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額

(2) 当該住宅借入金等の金額がすべてその居住の用に供した日の属する年が平成十年又は平成十一年である住宅の取得等に係るもの(以下この号において「平成十年又は平成十一年居住分」に係る住宅借入金等の金額」という。)である場合、当該住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額

(3) 当該住宅借入金等の金額がすべてその居住の用に供した日の属する年が平成十二年である住宅の取得等に係るもの(以下この号及び次号において「平成十二年居住分」に係る住宅借入金等の金額」という。)である場合、当該住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額

(4) 当該住宅借入金等の金額の合計額が平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、当該平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額と当該平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

(5) 当該住宅借入金等の金額の合計額が平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、当該平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額と当該平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

(6) 当該住宅借入金等の金額の合計額が平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、当該平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額と当該平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

金額と当該平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

(7) 当該住宅借入金等の金額の合計額が平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額、平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、当該平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額、当該平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額、当該平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超え二千万円以下である場合、当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額

(1) イ(1)に掲げる場合に該当する場合 十万円

(2) イ(2)に掲げる場合に該当する場合、イ(4)に掲げる場合に該当する場合であつて平成十年又は平成十一年居住分に

係る住宅借入金等の金額の合計額が千
万円以上である場合、イ(6)に掲げる場
合に該当する場合であつて平成十年又
は平成十一年居住分に係る住宅借入金
等の金額の合計額が千万円以上である
場合又はイ(7)に掲げる場合に該当する
場合であつて平成十年又は平成十一年
居住分に係る住宅借入金等の金額の合
計額が千万円以上である場合 二十万
円

(3) イ(3)に掲げる場合に該当する場合又
はイ(5)に掲げる場合に該当する場合で
あつて平成十二年居住分に係る住宅借
入金等の金額の合計額が千万円以上で
ある場合 十五万円

(4) イ(4)に掲げる場合に該当する場合で
あつて平成十年又は平成十一年居住分
に係る住宅借入金等の金額の合計額が
千万円未満である場合 当該千万円未
満である金額の二パーセントに相当す
る金額と千万円から当該千万円未満で
ある金額を控除した残額の一パーセン
トに相当する金額との合計額

(5) イ(5)に掲げる場合に該当する場合で
あつて平成十二年居住分に係る住宅借
入金等の金額の合計額が千万円未満で
ある場合 当該千万円未満である金額
の一・五パーセントに相当する金額と
千万円から当該千万円未満である金額
を控除した残額の一パーセントに相当
する金額との合計額

(6) イ(6)に掲げる場合に該当する場合で
あつて平成十年又は平成十一年居住分
に係る住宅借入金等の金額の合計額が
千万円未満である場合 当該千万円未
満である金額の二パーセントに相当す
る金額と千万円から当該千万円未満で
ある金額を控除した残額の一・五パー

セントに相当する金額との合計額
(7) イ(7)に掲げる場合に該当する場合
あつて平成十年又は平成十一年居住分
に係る住宅借入金等の金額の合計額に
平成十二年居住分に係る住宅借入金等
の金額の合計額を加えた金額が千万円
未満である場合 イ(6)に定める金額と
千万円から当該千万円未満である金額
を控除した残額の一パーセントに相当
する金額との合計額

(8) イ(7)に掲げる場合に該当する場合
あつて平成十年又は平成十一年居住分
に係る住宅借入金等の金額の合計額に
平成十二年居住分に係る住宅借入金等
の金額の合計額を加えた金額が千万円
以上であり、かつ、当該平成十年又は
平成十一年居住分に係る住宅借入金等
の金額の合計額が千万円未満である場
合 当該千万円未満である金額の二
パーセントに相当する金額と千万円か
ら当該千万円未満である金額を控除し
た残額の一・五パーセントに相当する
金額との合計額

ハ 平成十二年十二月三十一日における住
宅借入金等の金額の合計額が二千万円を
超える場合 当該二千万円を超える金額
(当該金額が千万円を超える場合には、
千万円)の〇・五パーセントに相当する
金額に、次に掲げる場合の区分に応じそ
れぞれ次に定める金額を加えた金額

(1) ロ(1)に掲げる場合に該当する場合
二十万円
(2) ロ(2)に掲げる場合に該当する場合
三十万円
(3) ロ(3)に掲げる場合に該当する場合
二十五万円
(4) ロ(4)に掲げる場合に該当する場合
ロ(4)に定める金額に十万円を加えた金

額
(5) ロ(5)に掲げる場合に該当する場合
ロ(5)に定める金額に十万円を加えた金
額
(6) ロ(6)に掲げる場合に該当する場合
ロ(6)に定める金額に十万円を加えた金
額
(7) ロ(7)に掲げる場合に該当する場合
ロ(7)に定める金額に十万円を加えた金
額
(8) ロ(8)に掲げる場合に該当する場合
ロ(8)に定める金額に十万円を加えた金
額

第四十一条第二項第三号中「平成十二年で」を
「平成十三年で」に、「平成十二年十二月三十一
日」を「平成十三年十二月三十一日」に、「平成十
一年」を「平成十二年」に改め、同項第四号中「平
成十三年」を「平成十四年」に改める。
第四十二条の四第一項中「第四十二条の十一
第二項の下に」、第四十二条の十二第二項から
第四項まで及び第六項を加え、同条第三項中
「百分の六を百分の十二に改め、同条第八項第
三号中「第四十三条」を「第四十二条の十二」に改
める。

第四十二条の五第一項中「第四十三条」を「第
四十二条の十二」に改め、同条第二項中「第四十
二条の十一第二項の下に」、第四十二条の十二
第二項から第四項まで及び第六項を加え、「第
四十三条」を「第四十二条の十二」に改める。
第四十二条の六第一項中「第四十三条」を「第
四十二条の十二」に改め、同条第二項中「第四十
二条の十一第二項の下に」、第四十二条の十二
第二項から第四項まで及び第六項を加え、「第
四十三条」を「第四十二条の十二」に改め、同条
第三項中「又は第四十二條の十第二項」を「第
四十二條の十第二項又は第四十二條の十二第三
項」に改め、同条第六項中「第四十二條の十第五
項」の下に、「第四十二條の十二第六項」を加え

る。
第四十二条の七第一項中「第四十三条」を「第
四十二条の十二」に改め、同条第二項中「第四十
二条の十一第二項の下に」、第四十二条の十二
第二項から第四項まで及び第六項を加え、「第
四十三条」を「第四十二条の十二」に改め、同条
第三項中「場合に限り」を「場合に限り」とし、
第四十二条の十二第三項の規定の適用を受ける
ものに係る場合を除く」に改め、同条第六項中
「第四十二條の十第五項」の下に、「第四十二條
の十二第六項」を加える。

第四十二条の八第一項中「第四十三条」を「第
四十二条の十二」に改め、同条第二項中「第四十
二条の十一第二項の下に」、第四十二条の十二
第二項から第四項まで及び第六項を加え、「第
四十三条」を「第四十二条の十二」に改め、同条
第三項中「第四十二條の十第二項」の下に「又は
第四十二條の十二第三項」を加え、同条第六項
中「第四十二條の十第五項」の下に、「第四十二
條の十二第六項」を加える。
第四十二条の九第一項中「第四十二條の十一
第二項」の下に、「第四十二條の十二第二項から
第四項まで及び第六項」を加え、「第四十三條」
を「第四十二條の十二」に改める。

第四十二条の十第一項中「次条第二項」の下に
「第四十二條の十二第二項から第四項まで及
び第六項」を加え、「第四十三條」を「第四十二條
の十二」に改め、同条第二項中「場合に限り」を
「場合に限り」とし、第四十二条の十二第三
項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く
」に改め、同条第五項中「第四十二條の八第六
項」の下に、「第四十二條の十二第六項」を加え
る。
第四十二条の十一第二項中「前条」の下に「
次条第二項から第四項まで及び第六項」を加
え、同条の次に次の一条を加える。
(中小企業者等が機械等取得した場合等の
特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の十二 第四十二条の四第三項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下第三項までにおいて「中小企業者等」という。）が、平成十年六月一日から平成十一年五月三十一日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（第一号に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規模のものに限る。以下第三項までにおいて「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に（第三号に規定する事業を営む法人で政令で定めるもの以外の法人の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等（次条から第四十九条まで（第四十五条の二第二項を除く。）又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等の取得価額（第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

二 車両及び運搬具（貨物の運送の用に供される自動車等）長距離輸送の効率化等に資するものとして大蔵省令で定めるものに限る。）
三 政令で定める海上運送業の用に供される船舶
2 特定中小企業者等（中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人をいう。以下この項において同じ。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等（第一号に掲げる減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合（その指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き、当該指定事業の用に供している場合に限る。）には、供用年度の所得に対する法人税の額からその指定事業の用に供した当該減価償却資産（同項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 中小企業者等が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第一項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合（その指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き、当該指定事業の用に供している場合に限る。）には、供用年度の所得に対する法人税の額からその指定事業の用に供した当該減価償却資産（同項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合に、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第二項又は前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額のうち、第二項又は第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額の合計額をいう。）

6 第三項に規定する減価償却資産につき同項の規定の適用を受けた法人が、当該適用を受けた事業年度後の各事業年度において、当該減価償却資産の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該減価償却資産を当該法人の営む指定事業の用に供しなかつた場合（当該法人の解散、当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなかつた場合を除く。）には、当該法人に対して課する当該指定事業の用に供しなかつた日を含む事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第四百三十三条第

10 第四項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

から 放送番組の効率的な制作 に著しく資する設備で大 蔵省令で定めるもの	百分の二十
---	-------

条の十一第二項及び第四十二條の十二第二項に改める。
 第六十三條第一項中「第四十二條の十第五項」の下に「第四十二條の十二第六項」を加える。
 第六十四條第六項、第六十五條の七第七項及び第六十七條の四第六項中「第四十三條」を「第四十二條の十二」に改める。
 第七十一條の十六第一項中「昭和二十五年法律第百三十二号」を削る。
 附則
 （施行期日）
 第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一條中平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法第二條第三号の改正規定（第八條の三第四項後段、第八條の四第一項後段）を「第八條の三第四項第一号、第八條の五第一項後段に改める部分に限る。」は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第 号）の施行の日から施行する。
 （居住者の年末調整に係る特別減税の額の控除に關する経過措置）
 第二條 第一條の規定による改正後の平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法（以下「新特別減税法」という。）第十條の規定は、平成十年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日がこの法律の施行の日（以下「施行日」とい

う。)以後であるものについて適用し、その最後
に支払をする日が施行日前であるものについて
は、なお従前の例による。

(施行日前に死亡した者等に係る更正の請求)

第三条 施行日前に平成十年分の所得税につき所
得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十五
条又は第二百二十七条(これらの規定を同法第百
六十六條において準用する場合を含む。)の規定
による確定申告書(第一条の規定による改正前
の平成十年分所得税の特別減税のための臨時措
置法第二条第六号に規定する確定申告書をい
う。以下この条において同じ。)を提出した者及
び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法
(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条の規
定による決定を受けた者は、当該確定申告書に
記載された事項又は当該決定に係る事項(これ
らの事項につき施行日前に同法第二十四条又は
第二十六条の規定による更正があった場合に
は、その更正後の事項)につき新特別減税法の
規定の適用により異動を生ずることとなつた
ときは、その異動を生ずることとなつた事項につ
いて、施行日から一年以内に、税務署長に対
し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求
をすることができる。

(試験研究費の額が増加した場合等の所得税額
の特別控除に関する経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の租税特別措
置法(以下「新租税特別措置法」という。)第十条
第三項の規定は、平成十年分以後の所得税につ
いて適用し、平成九年分以前の所得税につい
ては、なお従前の例による。

(中小企業者の機械の特別償却に関する経過措
置)

第五条 個人が平成十年五月三十一日以前に取得
又は製作をした新租税特別措置法第十二条の二
第一項に規定する機械及び装置(次項に規定す
る政令で定める機械及び装置を除く。)について
は、なお従前の例による。

2 個人が取得又は製作をして事業の用に供する

新租税特別措置法第十二条の二第一項に規定す
る機械及び装置が政令で定める機械及び装置で
ある場合における同項の規定の適用については
は、同項中「平成十年五月三十一日」とあるの
は、「平成十一年三月三十一日」とする。

3 前項の規定の適用がある場合における新租税
特別措置法第十条から第十四条まで、第十二
条の二、第十三条から第十四条まで、第十六
条、第二十八条の三、第三十三条の六及び第三
十七条の三(新租税特別措置法第三十七條の五
第二項及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る
国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七
年法律第十一号)第十四条第五項において準用
する場合を含む。)の規定の適用については、こ
れらの規定に規定する新租税特別措置法第十二
条の二第一項の規定は、前項の規定により読み
替えて適用される場合を含むものとする。

(試験研究費の額が増加した場合等の法人税額
の特別控除に関する経過措置)

第六条 新租税特別措置法第四十二条の四第三項
の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三
十四号)第二条第八号に規定する人格のない社
団等を含む。以下同じ。)の平成十年四月一日以
後に開始する事業年度分の法人税について適用
し、法人の同日以前に開始した事業年度分の法人
税については、なお従前の例による。

(中小企業者等の機械の特別償却に関する経過
措置)

第七条 法人が平成十年五月三十一日以前に取得
又は製作をした新租税特別措置法第四十五条の
二第一項に規定する機械及び装置(次項に規定
する政令で定める機械及び装置を除く。)につい
ては、なお従前の例による。

2 法人が取得又は製作をして事業の用に供する
新租税特別措置法第四十五条の二第一項に規定
する機械及び装置が政令で定める機械及び装置
である場合における同項の規定の適用について
は、同項中「平成十年五月三十一日」とあるの
は、「平成十一年三月三十一日」とする。

3 前項の規定の適用がある場合における新租税
特別措置法第四十二条の四から第四十二条の十
一まで、第四十五条の二、第四十六条から第四
十七条まで、第四十九条、第五十二条の二、第
五十二条の三、第六十一条の三、第六十四条
(新租税特別措置法第六十四条の二第六項及び
第六十五条第六項において準用する場合を含む
。)、第六十五条の七(新租税特別措置法第六
十五條の八第七項並びに阪神・淡路大震災の被
災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する
法律第二十條第五項及び第二十一条第七項にお
いて準用する場合を含む。)、及び第六十七条の四
の規定の適用については、これらの規定に規定
する新租税特別措置法第四十五条の二第一項の
規定は、前項の規定により読み替えて適用され
る場合を含むものとする。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係
法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第八条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税
関係法律の臨時特例に関する法律の一部を次の
ように改正する。

第十六条第二項第一号中「又は平成十年」を
「から平成十一年までの各年」に改め、同項第二
号を次のように改める。

二 特例適用年が平成十二年である場合 次
に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に
定める金額

イ 平成十二年十二月三十一日における住
宅借入金等の金額の総額が千万円以下で
ある場合 次に掲げる場合の区分に応
じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該住宅借入金等の金額の総額が再
建住宅借入金等の金額の合計額及びそ
の居住の用に供した日の属する年が平
成九年である他の住宅取得等に係る他
の住宅借入金等の金額の合計額(以下
この号において「平成九年居住分に係
る他の住宅借入金等の金額の合計額」
という。)から成る場合 当該再建住宅

借入金等の金額の合計額の二パーセン
トに相当する金額と当該平成九年居住
分に係る他の住宅借入金等の金額の合
計額の一パーセントに相当する金額と
の合計額

(2) 当該住宅借入金等の金額の総額が再
建住宅借入金等の金額の合計額及びそ
の居住の用に供した日の属する年が平
成十年又は平成十一年である他の住宅
取得等に係る他の住宅借入金等の金額
の合計額(以下この号において「平成十
年又は平成十一年居住分に係る他の住
宅借入金等の金額の合計額」という。)
から成る場合 当該住宅借入金等の金
額の総額の二パーセントに相当する金
額

(3) 当該住宅借入金等の金額の総額が再
建住宅借入金等の金額の合計額及びそ
の居住の用に供した日の属する年が平
成十二年である他の住宅取得等に係る
他の住宅借入金等の金額の合計額(以
下この号及び次号において「平成十二
年居住分に係る他の住宅借入金等の金
額の合計額」という。)から成る場合
当該再建住宅借入金等の金額の合計額
の二パーセントに相当する金額と当該
平成十二年居住分に係る他の住宅借入
金等の金額の合計額の一・五パーセン
トに相当する金額との合計額

(4) 当該住宅借入金等の金額の総額が再
建住宅借入金等の金額の合計額、平成
九年居住分に係る他の住宅借入金等の
金額の合計額及び平成十年又は平成十
一年居住分に係る他の住宅借入金等の
金額の合計額から成る場合 当該再建
住宅借入金等の金額の合計額に当該平
成十年又は平成十一年居住分に係る他
の住宅借入金等の金額の合計額を加え
た金額の二パーセントに相当する金額

平成十二年十二月三十一日における住

宅借入金等の金額の総額が二千万円を超える場合、当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額

(1) ロ(1)に掲げる場合に該当する場合 三十万円

(2) ロ(2)に掲げる場合に該当する場合 ロ(2)に定める金額に十万円を加えた金額

(3) ロ(3)に掲げる場合に該当する場合 ロ(3)に定める金額に十万円を加えた金額

(4) ロ(4)に掲げる場合に該当する場合 ロ(4)に定める金額に十万円を加えた金額

(5) ロ(5)に掲げる場合に該当する場合 ロ(5)に定める金額に十万円を加えた金額

(6) ロ(6)に掲げる場合に該当する場合 ロ(6)に定める金額に十万円を加えた金額

(7) ロ(7)に掲げる場合に該当する場合 ロ(7)に定める金額に十万円を加えた金額

(8) ロ(8)に掲げる場合に該当する場合 ロ(8)に定める金額に十万円を加えた金額

(9) ロ(9)に掲げる場合に該当する場合 ロ(9)に定める金額に十万円を加えた金額

第十六条第二項第三号中「平成十二年で」を「平成十三年で」に改め、同号イ中「平成十二年十二月三十一日」を「平成十三年十二月三十一日」に、「前号イ(2)」を「前号イ(3)」に、「同号イ(2)」を「同号イ(3)」に、「平成十一年」を「平成十二年」に改め、同号ロ中「平成十二年十二月三十一日」を「平成十三年十二月三十一日」に、「平成十

一年」を「平成十二年」に、「前号イ(2)」を「前号イ(3)」に改め、同号ハ中「平成十二年十二月三十一日」を「平成十三年十二月三十一日」に改め、同項第四号中「平成十三年」を「平成十四年」に改める。

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項及び第三百二十一条の八第三項中「第四十二条の十第五項」の下に、「第四十二条の十二第六項」を加える。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、平成十年分の所得税について特別減税を追加実施するとともに、中小企業者等が取得等をする機械等について特別償却又は税額控除を認める措置を講ずるほか、住宅取得促進税制の拡充等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案

(中小企業信用保険法の一部改正)

第一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「千万円」を「五千万円」に、「三千万円」を「七千万円」に改め、「行うもの」の下に「(次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を

行うもの

第二条第一項第三号中「前三号」を「前各号」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第二条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一千万円」を「五千万円」に、「三千万円」を「七千万円」に改め、「行うもの」の下に「(次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

(環境衛生金融公庫法の一部改正)

第三条 環境衛生金融公庫法(昭和四十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「一千万円」を「五千万円」に改める。

(中小企業倒産防止共済法の一部改正)

第四条 中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「千万円」を「五千万円」に、「三千万円」を「七千万円」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

理由

最近における金融環境の変化に対応し、中小企業に対する事業資金の融通の円滑化を図るため、中小企業信用保険法等に規定する中小企業者等の範囲を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三条の四第二項及び第四項中「八千円」を「一万七千円」に、「四千円」を「八千五百円」に改める。

附則第三条の五第一項中「第三百二十条本文」を「次項の規定により読み替えて適用される第三百二十条本文」に、「六月分金額」を「七月分金額」に、「六月中」を「七月中」に改め、同条第二項中「前項の規定の適用がある場合における第三百二十条の規定の適用については」を「第三百二十条の規定の適用については、平成十年度分の個人の市町村民税に限り」に改め、「同条中」の下に「六月」とあるのは「七月」と、「を」を加え、「あるのは」を「あるのは」に、「とする」を「と」、「六月中」とあるのは「七月中」とするに改め、同条第三項中「六月中」を「七月中」に改める。

附則第三条の六を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第三百二十一条の四第二項の規定の適用については、平成十年度分の個人の市町村民税に限り、同項中「五月三十一日」とあるのは、「六月三十日」とする。

附則第十一条の三第二項中「又は第七十三条の二十七の二第一項」を「第七十三条の二十七の二第一項又は次条第十四項」に改める。

附則第十一条の四に次の四項を加える。

13 道府県は、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者(以下本項から第十六項までにおいて「宅地建物取引業者」という。)が個人から住宅(人の居住の用に供されたこと

があるもので政令で定めるものに限る。以下本項から第十六項までにおいて「特定住宅」という。取得した場合において、当該個人が特定居住者（当該特定住宅を当該取得があつた日の一年前の日から引き続き九月以上その居住の用に供していた者又はこれに準ずる者として自治省令で定める者をいう。以下本項及び次項において同じ。）であり、かつ、当該取得の日から六月以内に当該特定住宅を当該特定居住者以外の個人にその居住の用に供するために譲渡したときは、当該宅地建物取引業者による当該特定住宅の取得に対して課する不動産取得税については、第七十三条の十四第三項の規定の適用がある場合を除き、当該取得が平成十年七月一日から平成十二年六月三十日までの間に行われたときに限り、一戸につき、当該税額から当該特定住宅が新築された時において施行されていた地方税法第七十三条の十四第一項の規定により価格から控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

14 道府県は、宅地建物取引業者が特定住宅の用に供する土地を当該特定住宅に係る特定居住者から当該特定住宅とともに取得し、当該特定住宅の取得の日から六月以内に当該土地を当該特定住宅とともに当該特定居住者以外の個人に譲渡した場合において、当該宅地建物取引業者による当該特定住宅の取得に対して課する不動産取得税について前項の規定の適用があるときは、当該宅地建物取引業者による当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、第七十三条の二十四第二項の規定の適用がある場合を除き、当該取得が平成十年七月一日から平成十二年六月三十日までの間に行われたときに限り、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額

に当該土地の上にある特定住宅一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合においては、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

15 前二項の規定は、第十三項の宅地建物取引業者による特定住宅の取得又は前項の宅地建物取引業者による特定住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税につき次項の規定により準用する第七十三条の二十五第一項の規定により徴収すべきであった場合を除き、当該特定住宅又は当該土地を取得した宅地建物取引業者から、当該道府県の条例で定めるところにより、当該特定住宅又は当該土地の取得につき前二項の規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。

16 第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、第十三項の宅地建物取引業者による特定住宅の取得又は第十四項の宅地建物取引業者による特定住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中、「土地の取得」とあるのは、「附則第十一條の四第十三項の同項に規定する宅地建物取引業者（以下本項において宅地建物取引業者という。）による同条第十三項に規定する特定住宅（以下本条及び第七十三条の二十七において「特定住宅」という。）の取得又は附則第十一條の四第十四項の宅地建物取引業者による特定住宅の用に供する土地の取得」と、「当該土地の取得者」とあるのは、「当該特定住宅又は当該土地を取得した宅地建物取引業者」と、「前条第一項第一号又は第

二項第一号」とあるのは「同条第十三項又は第十四項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該特定住宅の取得の日から六月以内」と、「当該土地に係る」とあるのは「当該特定住宅又は当該土地に係る」と、同条第二項中「当該土地」とあるのは「当該特定住宅又は当該土地」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一條の四第十三項又は第十四項」と、第七十三条の二十七第一項中「土地」とあるのは「特定住宅又は特定住宅の用に供する土地」と、「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一條の四第十三項又は第十四項」と読み替へるものとする。

附則第十一條の五第二項中「第七十三条の二十四第一項又は第二項を」第七十三条の二十四第一項若しくは第二項又は前条第十四項に改める。

（地方財政法の一部改正）

第二条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三十三條の五の見出し中「特別減税」を「特別減税等」に改め、同条第一項中「平成十年度」の下に「及び平成十一年度」を加え、「地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（平成十年法律第二号）第一條」を「地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（平成十年法律第二号）第一條」に、「次項」を「以下この条」に、「同年度の減収額」を「当該各年度の減収額及び平成十年改正後の地方税法附則第十一條の四第十三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る平成十年度の減収額」に改め、同条第二項を次のように改める。

「同年度の減収額」を「当該各年度の減収額及び平成十年改正後の地方税法附則第十一條の四第十三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る平成十年度の減収額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により起こすことができる平成十年度及び平成十一年度の地方債の額は、都道府県にあつては第一号に掲げる額とし、市町村にあつては第二号に掲げる額とする。

一 イ及びロに掲げる額の合算額（平成十一年度にあつては、イに掲げる額）

イ 平成十年改正後の地方税法附則第三条の四の規定の適用がないものとした場合における当該都道府県の当該各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額から当該都道府県の当該各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成十年改正後の地方税法附則第十一條の四第十三項及び第十四項の規定の適用がないものとした場合における当該都道府県の平成十年度の不動産取得税の収入見込額から当該都道府県の同年度の不動産取得税の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額

二 平成十年改正後の地方税法附則第三条の四の規定の適用がないものとした場合における当該市町村の当該各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額から当該市町村の当該各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額

附則

この法律は、平成十年五月三十一日から施行する。

理 由

当面の経済状況等を踏まえ、平成十年度分の個人住民税について定額による特別減税の額の引上げ等を行うとともに、不動産取得税について宅地建物取引業者による一定の住宅及びその用に供す

る土地の取得に係る特例措置を講ずることとし、あわせて、これらの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第四号の次に次の二号を加える。

四の二 前各号に掲げる額以外の額として一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる特例加算額のうち旧法附則第四条の二第三項の規定において平成十年度分の交付税の総額に加算することとされてきた額から第二号に掲げる額を控除した額に相当する額 二千六百六十六億円

四の三 前号の特例加算額のうち同号に掲げる額以外の額 二千七百七億六千万円

附則第四条第六号中「十六兆八千四百三十三億七千八百二十九万円」を「十六兆八千四百三十三億七千八百二十九万円」に改める。

附則第四条の二第四項の表中「五千三百七十六億八千万円」を「四千七百四十六億八千万円」に、「千八百五十六億円」を「千六百四十六億円」に、「二千五百五十七億円」を「二千三百四十七億円」に、「三千四百六十三億円」を「三千八百九十九億円」に、「三千八百二十五億円」を「三千四百三十五億円」に、「四千二百四十四億円」を「三千八百三十八億八千九百円」に、「四千六百八十六億円」を「四千二百五十八億八千九百円」に、「四千六百三十億七千四百八十八万九千九百円」を「四千六百七十四億四千四百八十八万九千九百円」に、「五千三百五十五億円」を「五千九百九十二億円」に、「四千六百四十四億円」を「四千三百九十四億円」に、「三千五百十五億円」を「三千三百九十六億円」に、「二千五百十二億円」を「二千六百六十一億円」に、「千四百八十七億円」を「千三百三

億円」に改める。

(地方交付税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成十年法律第二号)」

第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成十年度の減収見込額を「道府県にあっては」の下に「第一号に掲げる額」を、「市町村にあっては」の下に「第二号に掲げる額」を加え、同項に次の各号を加える。

一 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成十年法律第二号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)以下この

項において「平成十年改正後の地方税法」という。附則第三条の四の規定による個人の道府県民税に係る特別減税による平成十年度の減収見込額

ロ 平成十年改正後の地方税法附則第十一条の四第三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る平成十年度の減収見込額

二 平成十年改正後の地方税法附則第三条の四の規定による個人の市町村民税に係る特別減税による平成十年度の減収見込額

附則第四条第二項を次のように改める。
2 前項第一号に掲げる額(以下この項において「減収見込額」という)は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となった納税義務者数等の数及び課税標準等の額
不動産取得税	前々年度における不動産取得税の課税標準等の額

附則第四条の次に次の一項を加える。

3 第一項第二号に掲げる額(以下この項において「減収見込額」という)は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目について、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
市町村民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となった納税義務者数等の数及び課税標準等の額

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第三条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表以外の部分中「十九兆九百一億二千八百九十九万円」を「十九兆九百一億二千八百九十九万円」に改め、同項の表中「九千一億円」を「九千二百五十二億円」に、「二千二百五十三億円」を「一兆五百二十九億円」に、「一兆七千七百五十二億円」を「一兆二千五百六十六億円」に、「一兆二千九百二十億円」を「一兆三千二百五十四億円」に、「一兆四千二百六十六億円」を「一兆四千五百七十三億円」に、「一兆五千六百十五億六千万円」を「一兆六千九百九十九億六千万円」に、「一兆三千三百三十二億四千万円」を「一兆三千五百七十七億四千万円」に、「八千八百五十三億五千万円」を「九千三百四十二億五千万円」に、「五千九百七十一億円」を「六千五百九十九億円」に、「四千三百八十七億八千万円」を「四千九百七十九億八千万円」に改める。

附則第七号の表中「五千三百七十六億八千万円」を「五千三百七十六億八千万円」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して、(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十年度分の地方交付税から適用する。

(緊急地域経済対策費の基準財政需要額への算

入

第三条 平成十年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によって算定した額に、次の

表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	緊急地域経済対策費	人口	一、八〇〇円
市町村	緊急地域経済対策費	人口	一、二〇〇円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、地方公共団体の態容その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人

理由

地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成十年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額し、あわせて同年度に限り緊急地域経済対策費を設ける等の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年五月十八日印刷

平成十年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局